

1. 埋蔵文化財の所在の有無の照会

土木工事等の掘削や盛土を伴う土地改変を行う場合、事前に「埋蔵文化財の所在の有無及び取扱いについて（照会）」を右の様式に記入の上、市教育委員会へ提出して下さい。市教育委員会では事業予定地を調査した後、回答します。

- ・埋蔵文化財の所在の有無は、現地踏査による遺物散布の有無などの地表面観察を主に、判断します。ただし、山林や荒地など、地表面観察が困難な土地の場合は、伐採後の再踏査や工事時の立会、試掘調査（遺跡の有無を判断する部分的な発掘調査）によって、判断します。
- ・試掘調査の費用を市教育委員会で負担できる場合があります。

2. 遺跡の保存方法

遺跡が所在する土地で土木工事等を行う場合、何らかの遺跡の保存措置が必要となります。保存方法には、現況のまま遺跡を残す「現状保存」、一定の厚さの保護層下に遺跡を残す「地下保存」、本格的な発掘調査等により遺跡の記録や出土遺物を残す「記録保存」などがあります。これらのうち、遺跡を後世に伝えるという目的からは、現状保存や地下保存が望ましいのですが、やむを得ず遺跡が失われる場合には、着工前に記録保存を行うこととなります。保存方法は、遺跡の状況や工事計画に応じて、協議によって決めていくこととなります。

- ・保存方法の検討資料を得る必要がある場合、確認調査（遺跡の地下状況を把握する部分的な調査）を行います。
- ・確認調査の費用を市教育委員会で負担できる場合があります。
- ・発掘調査には、現地調査・整理調査・報告書刊行が含まれます。

3. 記録保存に伴う発掘調査

民間・個人の土木工事等のため記録保存に伴う発掘調査が行われる場合、発掘の60日前までに県教育委員会への届出が必要となるなど、文化財保護法では遺跡の発掘調査に際しての手続きを定めています。手続きの詳細は市教育委員会へお問い合わせ下さい。

記録保存に伴う発掘調査では、原則として遺跡が失われる原因となる事業を行う者に、費用を負担していただいています。調査の期間や費用、担当機関等の調査計画は、事業者と市教育委員会との間で十分に協議したうえで、決定します。

- ・工事の着手は、県教育委員会が発掘調査の終了を確認した後となります。
- ・調査記録や出土遺物は、市教育委員会が社会教育資料として保管します。
- ・個人住宅の建設等、非営利目的の土木工事等では、発掘調査の費用を市教育委員会で負担できる場合があります。

4. 工事中等に遺跡が発見された場合

遺跡は地下に埋もれている性質上、事前の確認が困難であり、土木工事等に伴い不意に発見されることがあります。文化財保護法では、遺跡を発見した場合、速やかに県教育委員会教育長に届出ることを定めています。遺跡と思われるものの確認や取り扱い、書類等の経由は市教育委員会で担当していますので、ご連絡下さい。

5. 国・県・市指定史跡の現状を変更する場合

文化財のうち、特に高い価値が認められるものは、国・県・市で指定文化財としており、遺跡のなかにも「史跡」として指定されているものがあります。このような国・県・市指定史跡の現状を変えるときには、指定団体の許可が必要となります。市教育委員会までお問い合わせ下さい。

- ・現状変更の内容には、建設工事以外の簡易な掘削や盛土なども含まれます。

埋蔵文化財や史跡に関するお問合せは、市教育局文化財課までお願いいたします。

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1（市役所4階）

電話029-883-1111 内線4830